

令和5～6年度 第Ⅱ期海外調査事業
「インクルーシブ教育の在り方について」

中間報告

令和6年1月

- **調査研究のテーマ** インクルーシブ教育の在り方について
- **調査研究体制**
 - 総合部会構成県 (令和5年度時点) 愛知県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府
 - 主査県 愛知県
 - 研究担当県 東京都、佐賀県
- **調査研究期間** 2年間 (令和5年度から令和6年度)
- **調査対象国**
 - 【文献調査】 アメリカ、イギリス、フィンランド、スウェーデン、ドイツ、韓国、オーストラリア、フランス
 - 【現地調査国】 フィンランド、イギリス

国内文献調査対象国

国内文献調査の実施に当たっては、主に国立特別支援教育総合研究所によりまとめられた「諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向」の情報を基に、各国のインクルーシブ教育の概要をまとめた。

- I アメリカ
- II イギリス
- III フィンランド
- VI スウェーデン
- V ドイツ
- IV 韓国
- VII オーストラリア
- VIII フランス

※本中間報告上の用語は、参考文献である「国立特別支援教育総合研究所ジャーナル」の記載に沿っています。

参考文献

- ・国立特別支援教育総合研究所ジャーナル（第6～12号）
- ・国立特別支援教育総合研究所 諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向ー平成30年度国別調査からー（平成31年1月）
- ・文部科学省 諸外国における特別支援教育の状況について（令和元年9月25日「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」）
- ・国立特別支援教育総合研究所 諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向ー令和元年度国別調査からー（令和2年1月）
- ・東京都教育委員会 インクルーシブ教育システム調査・研究事業報告書（令和2年3月）

1 近年のインクルーシブ教育に関する施策の動向

- 令和4年9月の国連・障害者権利委員会における勧告の趣旨を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため、関連施策等の一層の充実を図ることが求められている。

2 障害のある子供の学びの場

- 義務教育段階における障害のある子供の就学先は、本人・保護者の意見を可能な限り尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、障害の状態や必要となる支援の内容、教育学等の専門的見地といった総合的な観点を踏まえて市町村教育委員会が決定する。



特別支援教育の方向性

- ① 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備
- ② 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、**通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校**といった、**連続性のある多様な学びの場の一層の充実**

文科省「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」（令和3年1月）より

()の数値は、義務教育課程における公立学校全児童生徒数に対する在籍率（文部科学省「特別支援教育の充実について」より）
※令和5年度時点

※通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は、小中学校において推定値8.8%、高等学校においては推定値2.2%となっている。（文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（令和4年1～2月実施）結果より）

3 特徴的な制度や出来事

- 特別支援学校を含めた2校以上の学校を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの創設（令和6年度～モデル事業）
- 高等学校における通級による指導（平成28年12月 学校施行規則改正）

基礎情報

国土面積	38万平方キロメートル
人口	約1億2,400万人（2023年）

就学前教育		義務教育	
開始年齢	年限（年）	開始年齢	年限（年）
3	3	6	9

I アメリカ

1 近年のインクルーシブ教育に関する施策の動向

- 「個別障害児教育法」(IDEA)
- 「全ての生徒が成功するための教育法」(ESSA) 再認可 (2015年)



二つの法律が連動して障害のある子供の**教育成果の向上**に取り組む

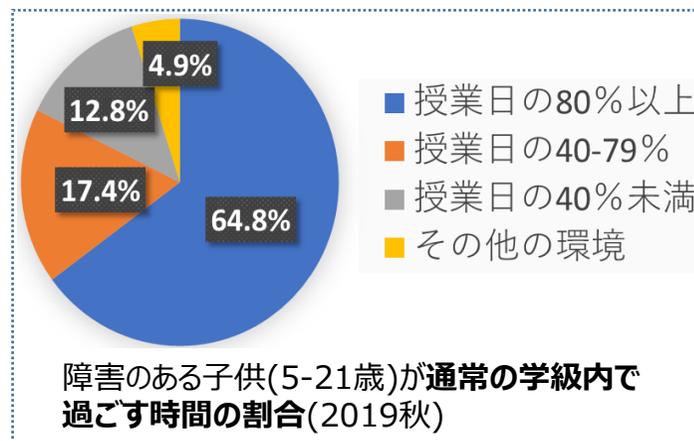
2 障害のある子供の学びの場

通常の学級 障害のある子供の約**95%**が就学

その他の環境 障害のある子供の約**4.9%**が教育を受けている

特別な学校 **矯正施設** **家庭・病院** **宿舍学校**

- IDEAの「**最小制約環境**」の条項に基づき、**可能な限り障害のある子供が障害のない子供と共に教育を行う**ことを目指す。
- IDEAの対象となる児童生徒には**個別教育計画**(IEP)を作成し、週に何時間(どの割合で)、通常の学級で過ごし、障害に応じた特別な指導を何時間受けるのかが明記される。



3 特徴的な制度や出来事

- 通常の学級では、**高い専門性を有する多様な特別教育に関連する職員**が、障害のある子供のニーズに応じて**連携して支援**
- 近年、多くの州が「**多層的な支援システム**」*の構築について実践を推奨
 - ①第一層：**すべての子供**を対象とした**ユニバーサルな指導・支援**
 - ②第二層：**小グループ**で適時に**焦点を絞った指導・支援**
 - ③第三層：**個別に**、アセスメントに基づく**手厚い指導・支援**

*子供の学習面と行動・社会性面の両面を視野に入れた**早期発見**及び**指導・支援システム**。指導に対する**子供の反応**で**支援の度合い**を決定

基礎情報

国土面積	約983万平方キロメートル
人口	約3億3,200万人(2021年)

就学前教育		義務教育	
開始年齢	年限(年)	開始年齢	年限(年)
3	3	5	9~10

II イギリス

1 近年のインクルーシブ教育に関する施策の動向

- EHCプラン（Education, Health and Care Needs assessment and plans）の導入（2014年）
- 「特別な教育的ニーズと障害の実施規則—出生から25歳まで—」の施行（2014年）

2 障害のある子供の学びの場

初等学校

特別支援学級の設置はないが、障害特性や特別な教育的ニーズに配慮して別途「SEN*ユニット」を設けている

中等学校

特別学校

ほぼすべての児童生徒がEHCプランを有している

PRU(特別受入施設)

退学者や病気のために初等・中等学校に入学できなかった子供の受入施設

*SEN = Children with Special Education Needs（障害の有無に関わらず、特別な教育的な手立てを必要とする子供）

3 特徴的な制度や出来事

- 特別な教育的ニーズや障害のある子供の教科指導を補完するために、ティーチング・アシスタントが配置されているが、過去にその資質が疑問視され、**ティーチング・アシスタントの役割を明確にするための「行動規範」が作成された。**
- SENサポートを受ける子供やEHCプランを有する子供は、巡回教師による支援や支援員の配置を受けることができる。また、それらの支援にあたっては、保護者の意向を踏まえて、**Personal Budgetと呼ばれる支援予算の一部について、保護者自身が使い道を決めることができる。**
- 家庭で義務教育を受けるホーム・エデュケーションが法的に可能となっているが、2019年の調査によると、**医療的サポートが必要な子供や素行に問題のある子供が安易な手段として、通学からホーム・エデュケーションへ移行していることが明らかとなっている。**

基礎情報

国土面積	約24万平方キロメートル
人口	約6,708万人（2020年）

就学前教育		義務教育	
開始年齢	年限（年）	開始年齢	年限（年）
3	2	5	11

Ⅲ フィンランド

1 近年のインクルーシブ教育に関する施策の動向

- 2011年の「インクルーシブ教育改革」の結果、学習環境・教育環境が悪化しているとする見方が広がり、インクルーシブ教育の効果検証の必要性が唱えられている。

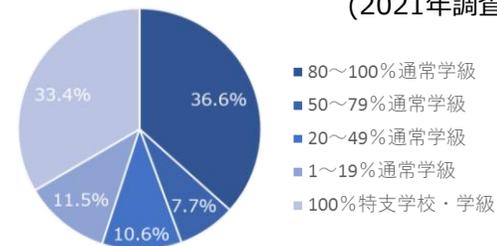
効果検証が求められている内容 ・学習環境の悪化 ・法が「インクルーシブ教育」の実施を保障していないこと ・予算不足

2 障害のある子供の学びの場

特別な教育ニーズのある子供たちは、これらのいずれかに在籍しつつ、必要に応じて、他の場（いわゆる通級指導学級、交流学級）で学びながら、学習を進めている。



強化支援・特別支援を受けている子供の学びの場 (2021年調査)



3 特徴的な制度や出来事

- 全ての子供に対する支援の分類は、「3段階モデル」に基づいている。
 - ①一般支援：特別な教育的ニーズが生じる前に、全ての子供を対象とした予防的な措置
 - ②強化支援：学習において継続的な支援を必要とする児童生徒に提供されるもの
 - ③特別支援：いわゆる特別支援教育・特別ニーズ教育に位置づけられるもの※ 3段階にモデル化した2011年の改革を、フィンランドのメディアでは、「インクルーシブ教育改革」と称している。
- 通常の学級で提供される支援として、以下の4つが伝統的に行われており、現在の支援の基盤になっている。
 - ①教員（担任、各教科担当等）による支援
 - ②学習支援員による支援
 - ③特別支援教員による支援
 - ④学内外の関係者から構成される支援グループによる支援

基礎情報

国土面積	約33.8万平方キロメートル
人口	約553万人（2021年）

就学前教育		義務教育	
開始年齢	年限（年）	開始年齢	年限（年）
3	4	7	11

IV スウェーデン

1 近年のインクルーシブ教育に関する施策の動向

- 基礎学校と知的障害特別学校それぞれの学習指導要領において、**知的障害のない子供は、通常の学校で支援する方向性が確認され、知的障害特別学校への就学は「権利」**であることを強調（2011）
- 知的障害のある子供が、**基礎学校で知的障害基礎学校の教育課程を履修することを推奨（「個の統合」）**



- ・知的障害特別学校の**在籍児童生徒が減少（傾向）**
- ・通常学級での教育が**柔軟に多様な子供をいかに包括していくか（課題）**

2 障害のある子供の学びの場

同一敷地内（小・中学校段階）

基礎学校
(小・中)

98.62%

知的障害
特別学校

1.29%

聴覚障害/重複障害
特別学校

0.07%

サーメ(少数民族)
学校

0.02%

各学びの場に在籍する児童生徒の割合(2021/2022年度)

同一敷地内（高校段階）

高等学校

知的障害
高等学校

- 基礎学校及び高等学校に**特別学級はない**。重複障害や常時医療支援の必要がない視覚障害、肢体不自由、病弱の子供は**通常学級に就学**

3 特徴的な制度や出来事

- **障害のない子供を含む全ての子供に「個別発達計画」**を作成。さらに**個別の対応が必要な場合には、対策プログラム**を策定。対策プログラムの策定に際しての原則は、**可能な限り分離せず常に統合を志向**しつつ、教育を行うこととされている。
- 通常学級内の授業における支援や合理的配慮：
第一に、学級担任やアシスタント教員による配慮。第二に、専門家として特別教員・特別教育家による介入・コンサルテーション。第三に、子供アシスタントによる付加的支援。第四に子供のニーズに合った教材の提供

基礎情報

国土面積	約45万平方キロメートル
人口	約1,045万人（2021年）

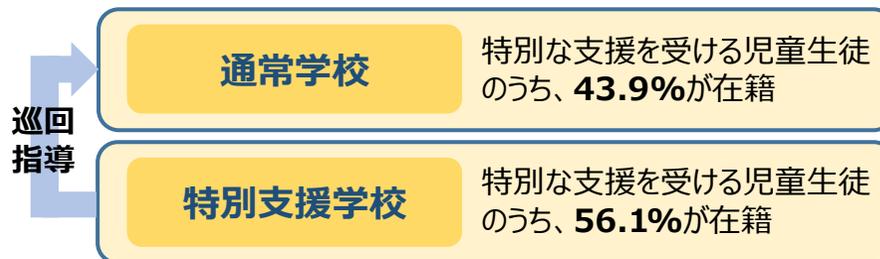
就学前教育		義務教育	
開始年齢	年限（年）	開始年齢	年限（年）
3	4	6	10

1 近年のインクルーシブ教育に関する施策の動向

- 国連の障害者権利委員会で「普通学校に障害のある児童を入学させ、**隔離された学校を縮小すること**」などが指摘
- インクルーシブ教育の徹底化に向け、**2016年に「障害者権利条約のための国内行動計画2.0（NAP 2.0）」が成立**

2 障害のある子供の学びの場

- 制度上、日本の特別支援学級に該当するものがないため、通常学校の通常の学級に在籍しながら、必要に応じて支援を受ける。
- **特別支援学校の教員が自らの指導時間内で巡回して、個別指導や小集団の授業を実施している。**
- **通常学校を就学先に選択する障害のある児童生徒が増加傾向にある（2015年から2020年で31%増加）。**



3 特徴的な制度や出来事

- 就学は、保護者の希望が第一に優先され、**特別支援学校が適した障害の程度の子供について通常の学校を保護者が希望した場合は、特別支援学校の予算を通常の学校に振り分けられる。**（ヘッセン州）
- 通常の学級で支援を受けながら授業に参加できるよう、市内に「**学校心理・インクルーシブ教育相談・支援センター**」を設置し、**センターが支援機器や環境整備、特別支援学校からの教員の派遣などを行っている。**（ベルリン市）
- 医療的ケア児や重度心身障害児は、就学前から医療・福祉サービスを個別に受けており、**就学後も医療福祉サービスを個別に保障することによって、登校から下校・放課後ケアまでを切れ目なく教育・医療・福祉の面から総合的に提供されている。**

基礎情報

国土面積	約36万平方キロメートル
人口	約8,319万人（2020年）

就学前教育		義務教育	
開始年齢	年限（年）	開始年齢	年限（年）
3	3	6	9~10

VI 韓国

1 近年のインクルーシブ教育に関する施策の動向

- 「第5次特殊教育発展5カ年計画」に着手し、統合教育（障害のある児童生徒が初等学校や中学校等で障害種別、障害程度によって差別を受けずに同年齢と一緒に教育的ニーズに適した教育を受けること）の質的充実などに取り組む。（2018）
- 「基礎学力保障法」が議決され、初等学校1年生から高等学校1年生の全ての子供を対象に基礎学力診断テストを実施し、子供の学習段階に応じて学習支援を行うことをめざす。（2019）

2 障害のある子供の学びの場



- 障害のある子供は、通常の学級に在籍していても、必要に応じて国語や算数・数学等の特定の授業を特殊学級で受ける。
- 高等学校にも特殊学級が設置されている。（主として職業教育を受ける）

3 特徴的な制度や出来事

- 特殊教育は、幼稚園課程から高等学校課程までを義務教育とし、早期発見の体制を構築し、発見後すぐ満3歳未満の乳幼児に対する早期無償教育も提供。障害の有無に関係なく、高等学校（専攻科）までの全学年が無償
- 通常の学級における障害のある児童生徒への指導体制
 - ・特殊学級担任による段階的協力
 - ・支援員による子供の教育活動等の補助
 - ・「ピア・サポーター（障害のない子供が学習や移動、遊び等をサポート）」の導入

基礎情報

国土面積	約10万平方キロメートル
人口	約5,163万人（2022年）

就学前教育		義務教育 ※特殊教育の場合	
開始年齢	年限（年）	開始年齢	年限（年）
3	3	3	15

Ⅶ オーストラリア

1 近年のインクルーシブ教育に関する施策の動向

- 「障害者差別禁止法」や「教育における障害基準」等を踏まえ、各州はインクルーシブ教育の方針を打ち出す。特に、通常学校における障害のある児童生徒への支援の充実に向けて様々な取組を実施

2 障害のある子供の学びの場 ※ニューサウスウェールズ州

合理的調整*を受ける児童生徒の学びの場（2021）

通常の学校

通常学級

86%

特別学級

11%

特別学校

3%

※その他の学びの場：病院学校、5年生以上を対象とした行動障害に特化したセンター、停学中の子供の復帰を支援するセンター

- 子供の教育的ニーズに応じた段階的な支援を構築し、障害のある子供が障害のない子供と同等に教育の機会に参加することを目指す。
- 特別学校は障害区分ごとに設置（言語障害、知的障害、肢体不自由、聴覚障害、視覚障害、盲ろう、メンタルヘルス、自閉症）
- 合理的調整*は同州で障害区分に該当するか否かを問わず、「学習上・行動上の困難」という広い括りで対象となる。

*合理的調整：合理的配慮と同義。学習者のニーズと関係者の利害のバランスを考慮して行うものとされている。

3 特徴的な制度や出来事

- 通常学級における学習上・行動上の困難さのある子供を含め、リテラシー、ニューメラシー*、言語、行動面において軽度の付加的な支援を要する子供には、専門教員が支援に当たってきたが、最近では学級担任への研修の重要性も一層強調されている。
- 特別支援教育の場に特化した教員養成は求められていないが、特別支援教育について学ぶことは義務とされている。また、実習では特別支援教育のニーズを含め、あらゆるニーズに対応できるような学びが求められている。

*ニューメラシー：数学力（国立教育政策研究所による定義）

基礎情報

国土面積	約769万平方キロメートル
人口	約2,626万人（2022年）

就学前教育		義務教育 ※特殊教育の場合	
開始年齢	年限（年）	開始年齢	年限（年）
4	1	5	10

1 近年のインクルーシブ教育に関する施策の動向

- 近年、通常の学校に在籍する障害のある子供が増加傾向（2017年:32万人 → 2022年度:43万人）

2 障害のある子供の学びの場

- 通常学校内の障害のある子供の学びの場としては、通常学級に加えて、**インクルーシブ教育のためのローカライズユニット（ULIS）**等が用意されている。

インクルーシブ教育のためのローカライズユニット（ULIS）

初等教育段階：1ユニット12人定員・4つの障害種別（聴覚、視覚、肢体、知的）

中等教育段階：1ユニット10人定員・7つの障害種別（知的・精神、LD、自閉症、肢体、聴覚、視覚、重複）



- **職業訓練高校**の一部に障害のある子供が在籍しているが、近年利用者は減少している。
- **IEM（運動教育研究所）**は、運動障害や知的障害等で通常の学校には行くことが困難な学齢期の子供から青年期段階までの子供を受け入れており、学校の卒業資格は得られない。

3 特徴的な制度や出来事

- フランスの法律における義務教育の定義は、教育を与えることであり、学校に行くことを義務化したものではない。
- 日本の特別支援学校に近いIEMは、日本の厚生労働省に該当するMDPFの管轄となっている。
- 支援対象児には**個別教育計画（PPS）**が作成されるが、近年、**PPSを作成している子供が増加**している。（2006年：89,045人 → 2021年：212,441人）

基礎情報

国土面積	約55万平方キロメートル
人口	約6,804万人（2023年）

就学前教育		義務教育 ※特殊教育の場合	
開始年齢	年限（年）	開始年齢	年限（年）
2～3	3～4	3	13

文献調査を行った8か国の中から、現地調査訪問国を検討し、以下の2か国を選定

<参考>

全国都道府県教育委員会を対象としたアンケート調査において、「海外調査事業を実施するのに効果的
と考える国」として回答の多かった国

- フィンランド
- イタリア
- イギリス
- スウェーデン
- アメリカ

フィンランド

「インクルーシブ教育改革」の効果検証

- 現在、一般支援・強化支援・特別支援の3段階にモデル化した2011年の「**インクルーシブ教育改革**」について、**効果検証の必要性**が唱えられている。
- インクルーシブ教育を推進していく中で、**どのような点が課題となり、見直しを図っているのか**を調査し、今後の日本におけるインクルーシブな教育の推進に当たっての参考としたい。
- あわせて、特別な支援が必要な児童・生徒の通常学級で学ぶ時数が多様であることから、柔軟な学びの場の設定に関する知見を深め、参考としたい。

イギリス

特別支援学級がない体制・支援員の資質向上

- 通常学校に**特別支援学級の設置がない**中において、障害特性や特別な教育的ニーズに配慮した教育制度（SENユニット）をどのように確立しているのか、現地での視察を通して知見を深める。
- 特別支援教育支援員の役割の明確化・資質向上の参考とするため、過去に**ティーチング・アシスタントの資質向上**に取り組んだ経緯とその成果に関する知見を深めたい。
- 教育・保育・福祉を一体化した「EHCプラン」に関して詳細を調査し、教育だけではなく、**福祉等と連携した支援方法**について知見を深め、参考としたい。